

文部科学省

2003年7月23日(水)13:30～14:00 文部科学省別館10階第2会議室

文部科学省側出席者

高等教育局私学部私学行政課 法規係長 森下平
高等教育局私学部私学助成課 助成第4係長 千々松範朗
高等教育局私学部私学助成課 庶務 調査係長 山内勝
高等教育局学生課 厚生係主任 森次郎
高等教育局学生課 渡辺暢子
高等教育局学生課調査係 文部科学事務官 黒田美穂
初等中等教育局財務課給与係 主任 渡辺暢子
初等中等教育局教育課程課教育課程係 教育課程総括係長 藤原志保
初等中等教育局児童生徒課 就学奨励係長 竹井久幸
初等中等教育局幼児教育課 振興係長 西哲郎
初等中等教育局施設助成課 法規係長 水畑順作
初等中等教育局施設助成課技術係 文部科学事務官 栗本和良
大臣官房文教施設部計画課 (国立学校担当) にし
大臣官房文教施設部施設課 ?
大臣官房総務課法令審議室 文部科学事務官 池田桂周

(窓口:大臣官房総務課法令審議室 三宅隆悟、TEL 3580-1045/FAX 3591-8072)

全国連側出席者

11名: 古谷杉郎、永倉冬史、名取雄司、大内加寿子、林充孝、宇野林蔵、外山尚紀、古川和子、大森華恵子、大森美華子、宗像正男

【文部科学省要請前文】

旧文部省においては、学校の吹き付けアスベストの問題が社会問題化した1987～1989年当時に、以下のような通知等を発して、対策や注意喚起を促しました。

- 1987.5.11 文部省教育助成局施設助成課技術係長 「公立学校建築仕上調査について」
- 1987.9.24 文部省初等中等教育局幼稚園課振興係 「私立幼稚園園舎仕上調査について」
- 1987.11.11 文部大臣官房文教施設部指導課長 (国施指第4号) 「アスベスト(石綿)による大気汚染の未然防止等について」
- 1988.7.9 文部省大臣官房文教施設部指導課長 「吹き付けアスベスト(石綿)粉じん飛散防止処理技術等に関する参考資料の送付について」
- 1989.5.31 文部大臣裁定 (文高助第63号) 「私立学校施設整備費補助金(私立高等学校等緊急建物環境整備費)交付要綱」(1989～1992年度の時限措置)

これらによって、幼稚園、小中高等学校、大学等の教育関連施設のアスベスト使用状況についての確認が行われたものと承知しています。しかし、当時の調査は、調査の指示自体が、昭和51年度以前に建設された建物、天井の仕上げのうち吹き付け石綿が使用されているもの、に限定されていました(1987.5.11事務連絡)。

吹き付け石綿の商標の例としては、トムレックス、プロベスト、コーベックスの³商品のみがあげられ、次の製品は吹き付け石綿でないので注意すること」として15商品が示されました。しかし、広く参考書とし

て利用されている(財)日本建築センター「既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」(1988)では、吹き付けアスベストの商品名は8つあげられ、上述の「吹き付け石綿でない」としてあげられた15商品のうち、オパベストは吹き付けアスベストの商品名として、他の10商品は「アスベストを含有する吹き付けロックウールの商品名」としてあげられているのです。しかも、同書の商品名リストが不完全なものであるという石綿対策全国連絡会議の指摘を受けて、1992年の改訂版から、「例示」であることを明記したうえ、吹き付けアスベスト1商品、アスベスト含有ロックウール4商品の名称が追加されて、以降の環境省や東京都のマニュアル等で踏襲されるようになりました。アスベストを含有する吹き付けひる石(パーミキュライト)、パーライト吹き付け、発泡けい酸ソーダ吹き付け石綿等もあること、吹き付け石綿が使用されなくなったとされる昭和51年以降も昭和55年以前の施工では吹き付けロックウールにアスベストが含有されている場合があること、も明記されるようになっていきます。

また、当時の調査指示では、吹き付け石綿工法では「石膏ボード等による天井は張っていない」とわざわざことわり書きしてありますが、現実には天井が張られている事例は多々あり天井裏の確認が不可欠です。別添の「アスベスト除去に関する緊急アンケート調査及び聞き取り調査結果」にあるように、そのような場合、天井裏の吹き付け石綿除去の前の天井に取り付けられた照明器具等や天井板等の撤去時のアスベスト飛散防止対策が問題となります。

当時の実態調査は、吹き付けアスベストに限った使用実態調査としても、不十分なものであったと指摘せざるを得ません。

さらに、例えば1998年に川崎市の保育園で鉄製のひさし屋根に張られたアスベスト・フェルト材が問題となり、同市では、1987年当時の実態調査は吹き付けしか対象としていなかったことから、あらためて市の関連施設のアスベスト使用実態調査を実施したうえで、「川崎市アスベスト(石綿)対策推進方針」を策定し直しました。その後、横浜市、神奈川県でも同様の実態調査の見直しが行なわれるなど、吹き付け以外のアスベスト含有建材の実態調査・対策を見直す動きも見られますが、全国的にひろがっているとは言えない状況です。

行政が建築工事を発注する場合の手引きとして用いられている国土交通省の「建築改修工事共通仕様書」の平成14年版では、9章「環境配慮(グリーン工事)」という章を新たに立てて、法規制の不十分なアスベスト成形板等の「非飛散性アスベスト含有建材」の処理工事においても、吹き付けアスベスト除去工事と同様の対策をとるべきことが明示されました。

アスベストに対する法規制自体も1987年当時と比べると様変わりしているといえ、なかでも1992年の廃棄物処理及び清掃に関する法律の改正、1995年の労働安全衛生法令の改正、1996年の大気汚染防止法令の改正などは、教育施設のアスベスト管理にも大いに関連するものであったと考えられます。

一方で、教育関連施設からアスベストがなくなったわけではないうえに、アスベストの存在の確認不十分、対策(対処方針)の未確立・未周知、アスベストの存在や対策(対処方針)の関係者への未周知、さらには、関係法令や自治体条例等に違反した不法工事がまかり通るといった事態さえ、決して稀とは言えない状況が続いています。その一端は、2000年に東京都文京区さしがや保育園で起きたアスベスト飛散事件にあらわれていますし、この事件に関連して昨年、NHKが東京都23区に調査を行なった結果、自治体でのアスベスト対策にきわめてバラツキが見られると報じられました。

残念ながら、法令等を遵守すべきことを一般的に確認するだけでは、児童・生徒等関係者の発がん物質・アスベストの曝露を予防するうえで不十分と言わざるを得ないと考えています。とくに幼年・若年時にアスベストの存在する環境で過ごすことや、違法工事等による曝露を受けることによる、児童・生徒等の健康に与える長期的リスクは、それ自体一層の解明を必要とする課題であるとともに、成人の場合以上にリスクを高める可能性があることから、予防対策の確保を厳重のうえにも厳重に確保すべきです。

厚生労働省がアスベストの使用等の原則全面禁止を実行しようとしている今こそ、全国の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等の教育関連施設におけるアスベスト対策をもう一度見直す絶好の機会

なのではないかと考え、以下のとおり要請する次第です。

1987年当時の吹き付けアスベストに係る実態調査で確認された吹き付けアスベストのその後の処理状況のフォローアップ、及び1990年以降の旧文部省・文部科学省の教育関連施設のアスベスト対策に係る施策について示(資料・文書は提供)していただきたい。

【大臣官房文教施設部計画課回答】 国立学校を担当している。国立大学と国立学校の吹き付けアスベストについては、昭和62年度実態調査に基づき、その当時30万m²が発見されている。その後、平成12年度までに、さらに発見されたものも含めて約32万m²の処理をした。これにより昭和62年度実態調査に伴う国立学校施設のアスベスト対策については、おおむね完了したのではないかと考えている。

【初等中等教育局施設助成課回答】 吹き付けアスベストの実態調査については、昭和62年に、全国の公立学校約4万校を対象にして、実態調査を実施した。その結果、1,337校について、使用状況が確認されている。その後、平成10年に再度調査を行い、1,318校で吹き付けアスベスト対策工事が完了していることが確認できた。これによって、公立学校施設のアスベスト対策については、おおむね完了したと考えているが、国庫補助の面については、62年に調査したときに、「公立学校の大規模改造事業」という補助事業があって、その中でアスベスト対策について国庫補助の対象とし、補助を行っているところ。この補助については、まだ今日まで続けて補助をしている状況である。

【古谷】 事業実績もあるのか。現在も利用されているということか。

【初等中等教育局施設助成課回答】 はい。

【回答】 私立学校については、平成元年と平成2年の2年間だが、「私立高等学校等緊急建物環境整備費補助」ということで、アスベスト対策の補助をさせていただいている。この当時調査をしていて、2年で事業を終了しているのだから、基本的には、当時、工事をやるべきところについては、われわれのこの補助を使っていただき、ほとんどの学校がやっていたらいいと思っはいるが、文書保存年限の問題等もあり、当時の詳細な資料は残っていない。当時、3年の計画でやっていたものを2年に短縮ということでやっているのだから、ほとんどの学校は終えているものと思う。

【回答】 公立と私立の幼稚園について説明させていただくまず、公立の方だが、昭和62年当時、アスベストの使用施設は39園ありそれ以降追加調査を行った時点では、39園の内36園が国庫補助金等によって改修済み。また、専門業者等により、アスベストが表出していない等によって、工事が不要ないとされた施設が2園あったので、追加調査当時は工事が不要となるのは1園となっていた。私立幼稚園についても、アスベストを使用する施設は、62年当時では202園、その内国庫補助により改修された施設が121園、公立同様、業者等により改修工事が不要だとされた施設が74園あり追加調査時には7園が工事が不要となっていて、現在も、公立・私立ともに、補助制度は残っており、随時、改修の方は補助対象としているが、近年については、補助実績は特にない。

【名取】 追加調査を行った年限は、

【回答】 平成5年。

【古谷】 (資料が残っていないとした)私立学校以外は、いまお話しいただいたことの資料を提供していただけないか。

【回答】 公表ペーパーは、今のところない。

【古谷】 公表用につくったものでなくとも、午前中国土交通省とも話し合ったのだが、営繕課で管理している施設について過去3回行っている調査の資料を、公表を前提とした資料ではないが、どのようなかたちで提供できるか検討してもらっている。検討いただけないか。

【大臣官房文教施設部施設課回答】 要望事項1の後段と2、3、4、5まとめて文部科学省全体のことということで話させていただく。

学校施設等におけるアスベスト対策については、「アスベストによる大気汚染の未然防止等について」といふ通知を発出しており、これにより、関係法令、それから関係省庁の通知なども出ているので、それらを遵守して、地方公共団体の関係部局 学校を所轄している関係部局と他の関係部局もあるので、そちらと十分調整していただいて、適切な作業が行われるよう指導してきたところである。また、吹き付けアスベスト粉じん飛散防止等に関する参考書の送付について」という通知を翌年発出しているが、この通知により、ご承知の「既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」(1988、日本建築センター)や、これらの資料を参考にして適切な作業が行なわれるよう指導してきたところである。

これらをもとに、アスベスト対策については予算措置をしてきた。それらについて、お手元に参考資料として、配布させていただいた(以下に掲載)

アスベスト対策に係る予算措置について

【国立学校】

国立学校における吹き付けアスベスト対策工事については、国立学校において既存施設の改修計画を策定し、その一環として対策が進められてきたところである。

【公立学校】

公立学校の吹き付けアスベスト対策工事については、昭和62年度(高等学校及び特殊教育諸学校の高等部は平成元年度)から公立学校施設整備費国庫補助制度における大規模改造事業の補助対象工事に加え、設置者から申請があれば、優先的に採択している。

【私立学校】

私立学校については、改修・改築のための日本私立学校振興・共済事業団の融資については、通常より先有利な条件で融資するとともに、平成元年度から2年度まで、私立高等学校等に使用されていた吹き付けアスベストの撤去・改修工事に対する時限的な緊急対策として、私立高等学校等緊急建物環境整備費補助を実施し、当該工事に要する経費の一部補助を行なった。

先ほど各国公私立ごとに、処理状況ということで、その中でも少しふれさせていただいているが、国立学校については、既存施設の改修計画ということで策定し、その一環として対策が進められてきたところ。公立学校については、昭和62年度、一部平成元年度ということだが、公立学校施設整備費国庫補助制度というのがあり、そちらの中の大規模改造事業の対象としてに加え、設置者から申請があったところに、優先的に採択してきたところ。私立学校についても、融資等について、通常より先有利な条件で融資するなどの対策をとって、吹き付けアスベストの撤去・改修工事に対する時限的な緊急対策として、私立高等学校等緊急建物環境整備費補助を実施して、対策の推進を図ってきたところ。

こういう対策をとってきたところであるが、関係法令、関係省庁の通知等を遵守することを、先ほどの通知で言っているが、これらをあらためて周知することから、諸会議(教育委員会とか、学校管理者を集めた会議等)があるので、こういった会議等を通じて、地方公共団体等の学校の設置者に対して、適切な作業が進められるように指導を図ってきたところである。

【古谷】それ以降は、アスベスト対策に特化した通知等はだされていないということでしょうか。

【大臣官房文教施設部施設課回答】はい。

吹き付けアスベスト以外のアスベスト含有建材を含めた、教育関連施設におけるアスベストの使用実態調査をあらためて実施されたい。

【大臣官房文教施設部施設課回答】吹き付けアスベストについては、先ほど、実態調査、処理状況等

について、説明させていただいたが、当時、剥落等により児童・生徒への健康への影響というのが非常に問題になり、そうしたものに早急に対策をとる必要があるという観点から、その実態を調査して、先ほど述べた予算措置等を講じてきた。

吹き付けアスベスト以外のアスベスト含有建材、いま非飛散性アスベスト建材とか言われているが、それについては、セメント等によって固定されているということで、旧厚生省とか通産省とかから通達が出ているが、その中で、良好な状態にある材料については、加工等の??を行なわない限りは、飛散のおそれはないと言われている。また、学校教育法というのがあり、この法律の中で、学校の設置者により、それと設置者が設置する学校を管理する者、というのが法律上うたわれている。アスベストの実態把握についても、当該学校の施設の管理の一環ということなので、当該学校の設置者が適切に判断されるものとして考えており、国として一律に調査するということは、現在のところ、考えていない。

アスベスト含有建材が使用されているということで、そういったものを建築物の解体とか、改修する場合には、対策が必要だということで、まず事前に、設計図などによって、使用されている建材の処理等を確認することが大切だと思っている。アスベストを含む建材が使用されていることが確認された場合については、関係法令とか、関係省庁の通知等を遵守し、適切な作業を行い、大気汚染等の問題を起こさないよう、先ほども申し上げたが、諸会議等を通じて、各教育委員会等に周知を図っているところである。

法令の改正等も踏まえた、現時点における、教育関連施設におけるアスベストの対処方針の原則、及び、改修・解体・除去等工事、廃棄物処理に係る対策を示していただきたい。

【大臣官房文教施設部施設課回答】改築・増築・改修等の工事を行う場合においては、工事に伴う??健康、安全、学習、それから生活に支障の生ずることがないように十分注意することが、当然重要であると考えている。学校におけるアスベストの処理については、大気汚染防止法とか廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの規定に基づき、適切に実施されるべきものと考えている。これまで、のところで話しているが、「アスベストによる大気汚染の未然防止等について」という通知も発出しており、関係法令、関係省庁の通知を遵守して、適切な作業が行なわれるよう、地方公共団体等の学校の設置者に対して、指導を行なってきたところである。

また、関連法令等の改訂については、諸会議等を開催しているので、それら会議を通じて、地方公共団体等の学校の設置者に対して、関連の周知をしてきたところである。今後とも、諸会議等を通じて、地方公共団体等の学校の設置者に対して、アスベストの適切な処理については、これからも指導を図っていききたいと考えている。

アスベスト飛散の可能性のある改修・解体・除去等工事は、夏休み等の児童・生徒その他の者が施設に立ち入らない状況のもとで行なうという原則を確立するとともに、施設の再利用（児童・生徒その他の者の再入場）を許可する基準を策定していただきたい。

【大臣官房文教施設部施設課回答】増築、一部改築、改修などの工事を実施する場合においては、児童・生徒などの工事関係者以外の者が、工事範囲にやっていると立ち入らない状況のもとで行なうということは、当然、守るべき事項であると考えている。施設の再利用に関しては、関連法令に基づいた適切な作業が行なわれた後で開始されるものと認識しているが、アスベストの処理の実施については、先ほどから申し上げているように、関連法令を遵守し、既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針『同解説』といった指針等に基づいて適切な作業が行なわれるよう、地方公共団体等の学校の設置者に対して、指導を行なってきたところである。

教育関連施設に存在するアスベストに関する情報を、児童・生徒及び父兄、教職員等に公表し、

対策（対処方針）の策定及びフォローアップに参加させることを含めた、適切かつ十分なリスクコミュニケーションをはかる方針を確立していただきたい。

【大臣官房文教施設部施設課回答】一般的ではあるが、学校施設の整備に関しては、学校、家庭、地域等の参画により総合的に計画することというのが、条例であると考えている。また、より効果的、効率的な施設運営を行なっていくためにも、施設の関係者において、継続的に施設使用者と情報交換等を行っていくことについては、非常に有効であるとも考えている。これらのことを踏まえて、児童・生徒、教職員などとの適切な情報交換の重要性については、今後とも、諸会議等において、呼びかけてまいりたいと考えている。なお、これらの学校、家庭、地域などの参画だとか、情報交換の方法などの紹介については、各地方公共団体等の学校の設置者において、個々の学校の状況とか地域の状況等、いろいろな状況があるので、それらの状況を踏まえて適切に判断されて進められるべきものと考えている。

【名取】私も数年前までは、皆さんと同じように、吹き付けアスベスト関連の諸対策は、10数年前の対策で十分でうまくできているのかと思っていたのだが、実際にある自治体で、設計図をもとに建物を調査しただけではなく、実際に現場に行って天井の点検口を開けてみると、中に吹いてあることがすぐわかる。確認させていただいたところ、残念ながら小学校も含めて、設計図面では記載のないところに吹き付けがある、逆に吹き付けがあるとされたところにはない、というように設計図面だけでは不十分なところがたいていあるということを経験して、どうも10数年前の調査の仕方ではだいたいだめなところがあるとうかった。実際に、吹き付けされていることを知らずに、リフォーム工事が実施されてしまう。それから当時文部省で出された吹き付けアスベストは3つの商品しか指定していないので、残りの商品はチェックしていなかった、と実際の担当者も言っている。さらに、吹き付けアスベスト以外のロックウール、岩綿吹き付けとかひる石吹き付けにも、1975年から1980年くらいまでアスベストが混入していたということも、例えば環境省でもあとで認めた。そうすると、1980年代の終わりに文部省が行った調査をもとにして、どうこうということではなく、そこで落ちている比率が正確にはわからないが、どうも2割、3割ありそうだということが、この数年のうちにはわかってきたので、再度今年も、もう一度新たな気持ちで調査をしないと落ちてしまうということで要望させていただいた。そういう意味で、もう一度調査をし直されたらどうかということなのだが、そのへんをどのようにお考えか。

【大臣官房文教施設部施設課回答】昭和62年の調査の時点で、吹き付けアスベストの商品名が限定されていたということで、緊急性がある、早急に調べる必要があるということで、考えていた。その後、3商品以外のものも認められた、ロックウール（吹き付け）等についてもあるという話は、先ほどの『指針』等の中にも入っている。62年の調査の時には、そういったものを点検・調査して、飛散防止等を確保するという観点でやった。その後の対策については、通知等を出して、『指針』の中にも3種類以外のものも入っているので、この通知においては3種類以外のもの、それからロックウールについても対象になっている。

【佐谷】そういうことではなく、私たちが指摘して、5年ほど前に変わった（アスベスト対策情報No.24（1998.7.1）及びNo.26（1999.8.1）20頁参照）、新しいものではさらに増えている。

【大臣官房文教施設部施設課回答】（日本）建築センターの方に、これ（『指針』）の改訂版が出ているかどうか尋ねたのだが、改訂版まではまだ出ていないということだった。

【佐谷】正誤表というかたちではさまれるようになっているはず。

【大臣官房文教施設部施設課回答】正誤表も取り寄せようとしたのだが、建築センターの方で、ないと言われて...

【佐谷】環境庁の『建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル』（1999、ぎょうせい）には、変わった、追加された商品名のリストが掲載されている。

【名取】そういう前の調査だったので、見過ごしていたということが、実際に出てきている。

【永倉】3種類の商品名だけだっただけでなく「次の商品名については吹き付け石綿ではないので注意すること」として15品目あげてあるうちに吹き付け石綿があった。緊急性ということはもちろんあったにしる、最初の調査から事実漏れてしまったものがあったことは確か。東京都の練馬区での話だが、区にアスベストの調査票を教えてほしいと申し入れたところ、昭和62年の調査については「ない」と。それでは除去工事はどうやっているのかと聞いたところ、当時の調査に基づいたアスベスト除去を行なっているという回答があったのだが、それについていろいろ調べてもらったところ、練馬区の小中学校の施設が全部で103あるのだが、その中で少なくとも成分分析調査を行なわなければいけないような吹き付け材がある学校が47校出てきている。それらについてはサンプリング調査をしてもらい、早急に手当をしなければいけない学校も出てきているようだ。正式な回答は8月にもらうことになっているのだが、練馬区だけでもそういう実態。昭和62年に調査を行ったからアスベスト問題は終わったという認識は、たぶん全国の教育委員会等でももっているだろう。実際にそういう話を聞く。それでは当時の調査記録を見せてほしいときくと、保存年限が切れていると。そういう実態だ。

【名取】私の場合は文京区だが、実際に現場に行ってみると、例えば、小学校の体育館の器具庫工事の上に吹き付けてあって、ボールが当たった跡がへこんでいる。吹き付けアスベストの処理は終わったと思っていたのだが、どうも実態は違うぞということ、現場で増えてきているので、踏まえて考えていただきたい。

【古谷】1986年当時のことを否定しているのではなくその後いろいろ新しい発見も出ていし、法規制も大きく変わっている。とくに国土交通省の共通仕様書が、去年変わっているし、午前中話をしてきたら、来年も変わるということだ。アスベスト処理が大きく変わってきている。法令の規制の対象になっている吹き付けだけでなくアスベスト成形板等もそれに準じてやいなさいということになってきている。そういう新しい状況に対応できているのかということ。今もいくつか出されたが、川崎市の保育園から出てきた話から、神奈川県でも調べたら高等学校の施設等で（1986年当時の調査漏れが）どんどん出てきている。自治体レベルでは、（1986年当時の）方針を変更しているところが出てきている。文京区の事件は今ちょうど最中だが、不法工事による子供たちへの健康影響を踏まえた報告書が近々まとまる予定。新しい流れと今の状況を踏まえた検討をお願いしたいのだ。

【大内】アスベスト問題は、学校の吹き付けアスベスト問題からひろがっていったと思う。国会でも問題となったと思うが、その結果の報告が国民に対してなされていないことが大きな問題だ。10何年も年月が経って、いま説明されたような、処理がこれだけ進められたということが、事実として伝わっていないということも問題。どのように、いつ、どんなかたちでやってきたかということ、もう少しきちんと示していただきたいと思うが、そういうことをホームページなりで出して示す必要がある。

【永倉】去年、信州大学附属の松本小学校の工事改修の時に、父兄の方から連絡があった。どうもアスベストの工事をやるようなのだが、校長先生も教頭先生もどうもアスベストのことを全然知らないようだ。どうしたら、誰に相談したら、子供たちを守るのですかという相談だった。そういう話が他からも来ます。そういうことをきちんとやっていただきたいし、危険なところに子供を置かないという権利を保証していただきたい。

【大内】当時の調査では、調査をやっていない部分もあったと伝えられているが、実際にどの程度の調査が行われたのか。調査方法なども、詳しくどういところを調査したのかということも教えていただきたい。処理も行なわれたということだが、すべて除去になっているのか。

【大臣官房文教施設部計画課回答】国立学校については、当時あった、除去、封じ込め、囲い込みとかいったそういう対応をしている。

【大内】ということは、封じ込めや囲い込みで、アスベストがまだ残っているところもあるということか。

【大臣官房文教施設部計画課回答】おっしゃるとおり。

【大内】では、32万m²のうち、どのくらい残っているのか。

【大臣官房文教施設部計画課回答】 そのこのところについては確認されていないが、当然今後、そういった施設については、改修とか改築等を進めているわけで、その中で当然、封じ込めされているものについては、除去していくという手法をとっている。

【大内】 32万m²処理されたといっても、封じ込めだったらまだ実際に残っているし、薬剤が剥がれたりする場合もあるのだから、処理されたことにはならないのではないか。

【大臣官房文教施設部計画課回答】 当時、対策については、そういう処理をすることによって、安定された状態になる。安定された状態になるということは、厚生省の通知等においては、健康上の被害はないとされていることから、そのままにしておくことが、将来ともに安全だということは誰も言えないことだ。そういう面から、改修・改築等の学校の計画に伴って、その一環で処理を考えている。

【古谷】 今回、要望させていただいたもうひとつの理由は、お聞きおよびと思うが、厚生労働省がいよいよアスベスト含有建材等を禁止しようという作業を進めているということ。そうすると、残るのはすでに使われてしまっている建材等をどのように処理していくのかという問題だ。その中で教育施設についてどうしていくのか。したがって、もう一度アスベスト問題が脚光を浴びる可能性も含めて…

【名取】 たぶんそういう中で、10年前のものが少し古かったなど。吹き付けアスベストでも違ったり、建材もきちんとやらなければいけない。この1、2年に、そこを充実しなければいけない時期だ。

【古谷】 当時の処理方針に従っていてもまだ残っている、当時みていないアスベスト建材や含有物があって、その問題は終わっていないということ。川崎市の再調査のきっかけはアスベスト・フェルト材で、これも(1986年)当時の調査からは漏れていた。指摘されたように、当時の指示に従っていても、設計図書をみただけでは把握できないものもある。天井を開けてみればわかる。本当に現場で見てほしい。

【名取】 小中学校で30か所の現場を見てまわれば、必ず、あれっと思いますよ。

【永倉】 現場の人は本当に知らない。何かもしれないし、危険性も知らない。知って、それからパニックになる。

【古谷】 久しぶりの機会で、また同じかたちで再度ということにはルールもあるのですが、この場限りでまた来年ということではなくて、それぞれの部署で早急に考えていただきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。